

裁判所における情報公開：司法行政文書を中心として

村上，裕章
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1786465>

出版情報：法政研究. 83 (1/2), pp.1-28, 2016-10-03. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

裁判所における情報公開

—— 司法行政文書を中心として ——

村
上
裕
章

はじめに

I 裁判所における情報公開と憲法

一 情報公開の憲法上の根拠

二 情報公開と裁判の公開の関係

II 司法行政文書の公開

一 現行制度の概要

二 検討

おわりに

はじめに

本稿は、裁判所における情報公開について、その憲法上の理念及び具体的な制度設計の両面から検討しようとするものである。

広く「裁判所における情報公開」という場合、①裁判の公開、②訴訟記録（裁判書を含む）の公開、③司法行政文書の公開の三つが含まれる。①については、古くから、憲法、刑事訴訟法、民事訴訟法などの観点から研究されており、②についても、刑事訴訟法五三条、刑事確定訴訟記録法、民事訴訟法九一条・九二条（旧一五一条）など一応の定めがある。これに対し、③についてはこれまであまり論じられておらず、後にみるとおり、現行制度にはなお問題が残されているように思われる。^{〔I〕}そこで、本稿では、①及び②も視野に入れつつ、主として③について検討する。

以下では、まず、裁判所における情報公開と憲法との関係に考察を加えた上で（〔I〕）、司法行政文書の公開の現状と課題を論じることとする（〔II〕）。なお、本稿における引用に際しては、旧字体を新字体に改めた。

I 裁判所における情報公開と憲法

ここでは、上記③の意味における情報公開の憲法上の根拠（一）、裁判の公開との関係（二）について順次検討する。

一 情報公開の憲法上の根拠

（一）根拠としての国民主権

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という）は、目的規定において「国民主権の理念」⁽²⁾⁽³⁾を挙げており、情報公開の憲法上の根拠を国民主権に求めている。同法は「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」に言及しているが、そこにいう「政府」には裁判所（及び国会）も含まれると解される。そうであれば、裁判所における情報公開についても、同様に、国民主権が憲法上の理念となると考えることができる。情報公開法の基礎となった行政改革委員会の「情報公開法要綱案の考え方」⁽⁴⁾（一九九六年一二月、以下「考え方」という）も、次のように述べており、そこにいう「政府」には裁判所も含むと考えられる。⁽⁴⁾

「民主主義の健全な発展のためには、国政を信託した主権者である国民に対し、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する責務（説明責任）を全うする制度を整備することが必要である。このような制度を整備することによって、国政の遂行状況に対する国民の的確な認識と評価が可能となり、国政に関する国民の責任ある意思形成が促進されることが期待される」⁽¹⁾⁽¹¹⁾。

以上からすると、行政機関と同様、裁判所（及び国会）もまた、国民主権の理念に基づき、その諸活動を説明する責務を負っており、そのために自らが保有する情報を公開すべきであると考えられる。⁽⁵⁾

(2) 情報公開と国民主権の関係

もつとも、情報公開と国民主権の関係については、さらに検討を要するように思われる。「国政についての最高の決定権」が国民にあるという意味での国民主権には、「国の政治のあり方を最終的に決定する権力を国民自身が行使するという権力的契機」と、「国家の権力行使を正当づける究極的な権威は国民に存するという正当性の契機」がある⁶⁾とされる。このうち「権力的契機」との関係でいえば、選挙権の行使などと異なり、情報の公開が直ちに国の政治のあり方を決定することにつながるわけではない。むしろ、情報公開は、国民が政治のあり方を決定するために不可欠な判断材料を提供するものであり、その意味において国民主権が実効的に機能するための前提条件を整備する制度とみることができる。先に引用した「考え方」において、「民主主義の健全な発展のためには」、「国政に関する国民の責任ある意思形成が促進される」などと述べられているのは、このような趣旨ではないかと思われる⁷⁾。

(3) 司法権の独立との関係

以上のように、裁判所における情報公開について、憲法上の理念を国民主権に求めうるとしても、司法権については行政権や立法権とは異なる固有の問題がある。すなわち、国民主権の下において、裁判所の権力行使を正当付ける究極的な権威が国民に存する（正当性の契機）としても、司法権を国民自らが行使すべきである（権力的契機）とすれば、それによって司法権の存在意義である独立性が損なわれかねないからである。国民主権と司法権の独立の関係という「究極の問題」⁸⁾について、兼子一は早くから次のように指摘していた。

「民主法治国家に於ける司法権の使命が、憲法の託宣者として、多数意思の圧力による、少数孤立者の自由の窒息に対する安全弁であり、国政の急激な偏向に対する調節器としての役割を演ずることにあるとすれば、民主化の結果そこ

に同じ多数意思が無条件にはたらくようでは、無意義に帰する恐れがある。ここにこの司法制度が当面しなければならぬ、デイレンマがある。……この意味で、逆説的な言い方をすれば、司法迄が通俗的に民主化しない所に、合理的な民主主義の運用があるとも云える。」⁹⁾

しかし、上記のように、情報公開を国民主権そのものというより、国民主権が実効的に機能するための前提条件を整備する制度と理解すれば、問題を生じるわけではないように思われる。実質的に考えても、裁判所が情報を公開し、それによって国民の批判を受けることになったとしても、それによって直ちに「司法権の独立」が損なわれることにはならないであろう。

二 情報公開と裁判の公開の関係

裁判所における情報公開の理念が国民主権にあるとして、次に、同じく憲法上の原理である裁判の公開（憲法八二条）との関係が問題となる。以下では、裁判の公開の目的に関する学説を概観した上で、情報公開との関係を検討する。

（一）裁判の公開の目的

（a）伝統的見解―裁判の公正の確保

伝統的には、裁判の公開の目的は「裁判の公正」の確保にあると解されてきた。¹⁰⁾判例も同様の立場をとっている。¹¹⁾したがって、従来は、裁判の公開と国民主権とは一応別問題とされていたように思われる。

(b) 新たな見解Ⅱ 国民主権原理による説明

これに対し、一九八〇年代以降、裁判の公開と国民主権（民主主義、知る権利）を結び付ける見解が次第に有力となつて¹²いる。

一九八六年の論文において、奥平康弘は、アメリカ法から、「裁判の公開原則なるものの意義を、ただたんに客観的な裁判制度目的とのつながりで理解するだけではなく、個別具体的な裁判過程（統治過程）の状況を市民社会へ報告する……という民主主義・国民主権の契機でも捉えるべきことが示唆され¹³」るとした上で、日本においても、「憲法八二条一項（もしくは三七条一項）と二二条一項とを掛け合わせたうえで、裁判の——せめて『裁判の』——過程には市民は参加し見聞する権利がある、とはつきり確認することができる¹⁴」と述べる。

佐藤幸治は、一九八一年の著書においては、裁判の公開について裁判の公正を確保するものとする伝統的な見解をとつて¹⁵いた。しかし、一九九〇年の著書において、法廷における取材活動制限との関連で、「憲法八二条一項は、憲法二二条に保障される（狭義の）「知る権利」（それ自体としては一般に抽象的権利）に対応しそれを具体的に保障する趣旨（抽象的権利の具体化）であると解される¹⁶」と述べている。

最近では、このように、裁判の公開の意義を国民主権（知る権利）に（も）求める見解が増えている¹⁷。興味深いのは、第二次世界大戦直後において、政府当局も国民主権との関係を意識していたようにみえる点である。一九四八年の民事訴訟法改正によって訴訟記録の公開を定めた一一一条が規定された際の国会審議において、政府委員である奥野健一（事務長官（後の最高裁判所判事））は、次のように説明している。

「それからまたこれはやや小さな問題でありますが、訴訟記録の閲覧等につきまして、従来利害関係の疏明がなければ、当事者以外は閲覧ができないことになつておつたのを、百五十一条という規定を設けて、これを大体何人も閲覧が

できることにいたしましたして、いやしくも訴訟手続は公開であるということ、及び訴訟がどういふふうになつておるかということは、国民が審査の対象にもなるというようなことから、公開主義を徹底すると、公開主義の記録である調書もやはり何人も見ることができるようになるべきではないかということで、訴訟記録の閲覧にも、公開性を拡張したのが、百五十一条であります。¹⁸⁾

「それから次は、先程申しました訴訟記録の閲覧公開制（ママ）を拡張いたしましたことであります。これは従来は当事者以外の者は、利害関係のあることを証明しなければ閲覧ができないことになつておりましたのを、裁判はすべて公開であるのが原則でありますし、又国民審査等の関係から言ひましても、記録を何人も閲覧し得るといふ建前が適當であるという意見がありまして、訴訟記録は何人も閲覧ができる、ただ勿論いろいろ仕事に差支があるとか、或いは記録の保存上支障があるという場合、或いは又公開禁止の記録についてはこの限りでないことにいたしましたのであります。これが百五十一条に関する改正であります。¹⁹⁾」

ここにいう「国民が審査の対象にもなる」、「国民審査等の関係」というのは、最高裁判官の国民審査のことを指していると思われる。そうすると、裁判や訴訟記録の公開の理念を国民主権に求めていたのではないかと解される。最高裁判所による民事訴訟法の解説においても、国民審査制度との関連が述べられている。²⁰⁾

これに対し、刑事訴訟法五三条の制定の際の国会審議においては、政府委員は「裁判の公正」²¹⁾のみを挙げている²²⁾。もつとも、同法立案関係者の解説においては、民事訴訟法一五一条についてと同様、最高裁判官の国民審査との関連が示されている。²³⁾²⁴⁾

このような考え方がとられた背景は不明であるが、連合国軍総司令部の影響によるのではないかと推測される²⁵⁾。そして、奥平がアメリカ法の示唆を明示していたこと、佐藤の発想のもとにもアメリカ法があるように思われることからす

論 説
ると、裁判の公開の目的をめぐる対立は、大陸法（裁判の公正）と英米法（民主主義ないし知る権利）の考え方の相違を背景とするものとみることが可能かもしれない。²⁷

（2）検討

裁判の公開について、裁判の公正を確保することと並んで、国民主権の実現という側面もあるとの指摘は、正当であると思われる。

しかし、他方で、歴史的にみて、裁判の公開が国民主権を前提としていたわけでは必ずしもないこと、情報公開一般とは異なり、手続の公開まで求められていることからすると、裁判の公正の確保という固有の意義を無視することはできないように思われる。²⁸

そうすると、裁判の公開については、裁判の公正確保及び国民主権の実現が目的となるのに対し、司法行政文書の公開については、国民主権が理念となると整理できるように思われる。

なお、本稿では検討の対象としないが、訴訟記録の公開については、裁判の公開の延長線上で考えるべきか、それとも司法行政文書に準じて考えるべきか、という問題もある。²⁹ いずれに解しても、公開の範囲は、司法行政文書と同じかより広くなるとも解されるが、刑事確定訴訟記録法では必ずしもそうはなっていないように思われる。³⁰

II 司法行政文書の公開

以下では、司法行政文書の公開について、現行制度を概観した上で（一）、若干の検討を加える（二）。

一 現行制度の概要

司法行政文書の公開については、「最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱」（平成一三年四月一日実施、以下「旧要綱」という）³¹⁾等が定められていたが、その後、「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」（平成二七年七月一日実施、以下「新要綱」という）³²⁾が制定されている。以下では主として新要綱に即して制度を概観し、必要に応じて旧要綱等にも言及する。

（一）対象文書

開示の申出の対象となるのは「司法行政文書」であり、「裁判所³²⁾の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録……であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているもの」と定義されている（新要綱第一）。

この定義は情報公開法における「行政文書」の定義（二条二項）とほぼ同様であるが、「司法行政事務に関する」という限定が付されている。「司法行政事務」の定義はおかれておらず、その意義については後に検討する（二（一）（a））。

（二）開示の原則

裁判所は、その保有する司法行政文書の開示の申出があつた場合は、何人に対しても当該司法行政文書を開示するものとする（新要綱第二本文）。「裁判所」が何を意味するかについては、後に検討する（二（一）（b））。

旧要綱は、「開示の申出」という表現も用いていたが（八（三）及び一一（一））、その一方で、「その保有する司法行政

政文書の開示を求められた場合は」と定め（二本文）、同様に「開示を求められた」、「開示を求める」などの表現も随所で用いていた。これに対し、新要綱は、一貫して「開示の申出」、「開示を申し出る」という表現を用いている。これは開示請求権を付与しないことを明確化する趣旨ではないかと思われる。この点についても後に検討する（二（一）（c））。

（3）不開示情報

開示原則の例外として、①「法令に別段の定めがあるとき」と、②「開示の申出があつた司法行政文書に情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当する情報（裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。以下「不開示情報」という。）が記録されているとき」が挙げられている（新要綱第二ただし書）。

このうち、①は、法令が要綱に優先することを考慮した規定ではないかと思われる。

②は、新要綱の不開示情報を、情報公開法の定める不開示情報（五条各号）に準じたものとする趣旨である。かつこの書が設けられた理由は明らかでないが、情報公開法五条（特に五号及び六号）において、裁判事務の性質が十分考慮されるか疑義があるため、念のために規定されたのではないかと推測される。

（4）部分開示・裁量的開示・存否応答拒否

部分開示（新要綱第三）、裁量的開示（同第四）、存否応答拒否（同第五）については、情報公開法（六条ないし八条）とほぼ同旨の規定がおかれている。

（5）開示の担当部署

司法行政文書の開示に係る受付その他の実施に関する事務は、最高裁判所においては秘書課が、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所においては総務課が、簡易裁判所においてはその所在地を管轄する地方裁判所の総務課が行う（新要綱第六）。

（6）開示の申出の手続等

司法行政文書の開示の申出をする者に対しては、その氏名及び連絡先並びに開示を申し出る司法行政文書の名称等司法行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面の提出を求める（新要綱第七の一）。

司法行政文書の開示の申出をしようとする者が司法行政文書の特定のための情報の提供を求めてきた場合は、参考となる情報を提供するよう努めるものとする（同第七の二）。

（7）開示の申出に対する対応

開示の申出があった司法行政文書の全部を開示する場合には、開示申出人に対し、その旨を開示の日時、場所及び方法とともに、適宜の方法で通知する（新要綱第八の一）。

開示の申出があった司法行政文書の全部または一部を開示しない場合には、開示申出人に対し、その旨を書面で通知し、当該書面には、開示しない理由を「簡潔に」付記するものとする（同第八の二）。判例は行政文書開示拒否処分³³の理由付記について厳しい態度をとっているが、「簡潔に」でよいとするのは、自らに甘いとの見方もできよう。

開示・不開示の通知は、開示の申出があった日から原則として三〇日以内に行うものとする（同第八の四）。

裁判所の事務を混乱または停滞させることを目的とする申出等、司法行政文書の開示の申出が開示の本来の目的を著

しく逸脱する申出と認められる場合には、開示しないことができる（同第八の四）。濫用的な開示申出があった場合に開示を拒否できるとする趣旨であり、この点に関しては情報公開法よりも「先進的」である。³⁴

（8）第三者に対する意見聴取

開示の申出があつた司法行政文書に裁判所及び開示申出人以外の者（以下「第三者」という）に関する情報が記録されている場合において、当該情報が不開示情報に該当するか否か疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする（新要綱第九の一）。情報公開法（一三条一項）と同趣旨の規定であるが、義務的な意見聴取の規定（同条二項）はおかれていない。

意見を求められた第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間をおくものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面で通知するものとする（新要綱第九の二）。情報公開法（一三条三項）と同様、当該第三者に苦情申出の機会を与える趣旨と解される。

（9）開示の実施

司法行政文書の開示は、文書及び図画については閲覧または写しの交付により、電磁的記録については、裁判所が保有するプログラムにより用紙に出力したものの閲覧または写しの交付、もしくは、裁判所が保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取、視聴によって行う。ただし、文書または図画の閲覧及び謄写の方法による場合、当該文書または図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、写しの交付によって実施す

ることができる（新要綱第一〇の一）。

開示の申出があった司法行政文書の開示より別の司法行政文書の提示または情報の提供をする方が開示申出人の目的に沿うと認められる場合は、これらの文書または情報をもって開示の対象とすることができる（同第一〇の二）。現行法上の情報公開は、当該機関が保有する文書そのものを開示させる制度であるから、³⁵補正等によることなく、当該機関の側で開示すべき文書を一方的に変更できるとするのは、制度趣旨に反しており、疑問である。

開示の実施は、司法行政文書を開示する旨の通知を発した日から原則として三〇日以内に行うものとする（同第一〇の三本文）。

（10） 苦情の申出がされた場合

最高裁判所に対し、①開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部または一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出、または、②開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部または一部の開示の判断に対する第三者（当該司法行政文書に情報が記録されている者に限る）からの苦情の申出があった場合、最高裁判所は、開示の申出を受けた裁判所がした判断（以下「原判断」という）の当否について判断する（新要綱第一一の一）。

苦情の申出は、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から三ヶ月以内に行わなければならないが、原判断の通知が到達しなかったことが明らかでない場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでない（同第一一の二（一））。正当な理由があるときであっても、苦情申出は開示申出人に対し原判断の通知を発した日から一年内に行わなければならない（同第一一の二（二））。一年の期間については正当な理由による例外がない（行政不服審査法一八条二項ただし書参照）。

最高裁判所は、苦情の申出がされたときは、情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という）に諮問す

説
論
る（同第一一の四（一））。ただし、当該苦情の申出に係る司法行政文書について全部を開示することが相当と判断したとき（第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されているときを除く）は、この限りでない（同第一一の五）。

委員会は優れた識見を有する者のうちから最高裁判所が委嘱する三名の委員で構成され（情報公開・個人情報保護審査委員会要綱第二・第三）、インカメラ審理を行う権限を有しており（同第六の一（一））、その答申は適宜の方法で公表される（同第八）。

最高裁判所は、委員会から答申を受けたときは、当該答申を尊重して、苦情申出に対する判断を行う（新要綱第一一の八）。

苦情申出について第三者機関の関与を認めるものであり、旧要綱には存在しなかった制度である。この点は疑いもなく大きな改善といえることができる。

裁判所の事務を混乱または停滞させることを目的とする申出等、その苦情の申出が開示の本来の目的を著しく逸脱する申出と認められる場合には、その申出には対応しないことができる（同第一一の一四）。苦情申出に対応する法的義務はないようにも思われるが（二（一）（c）参照）、念入りに濫用を防ぐ趣旨の「先進的」な規定である。

苦情の申出に係る受付その他の実施に関する事務は、開示の申出を受けた裁判所の別にかかわらず、最高裁判所事務総局秘書課が行う（同第一一の一五）。

二 検討

以下では現行制度の解釈論と立法論について若干の検討を加える。

（1） 解釈論

ここでは現行制度の解釈論のうち、新要綱の対象となる「司法行政文書」の範囲、開示の判断者、開示不開示等の判断を争う方法を検討する。

（a） 司法行政文書の範囲

新要綱による開示の対象となるのは「司法行政文書」、すなわち「司法行政事務」に関する文書等であるが、「司法行政事務」については定義が存在しない（一（1）参照）。

司法行政とは、一般に、「司法裁判権の行使、裁判制度の運営を適正かつ円滑に行わせるとともに、裁判官その他裁判所に属する職員を監督する行政作用」、あるいは、「司法機関である裁判所の人的物的施設を設営管理していく作用」と理解され、「裁判官その他の裁判所の職員の任免、配置、監督、庁舎等の建設、報酬、給料、事務費等の支弁などがこれに属する」とされる³⁶。しかし、その範囲は必ずしも明確ではない。

この点に関連して、東京地裁における破産事件の運用方針に関する文書等の開示が求められた事件について、被告国側が、「裁判事務」と「司法行政事務」を区別した上、前者に係る文書には旧要綱に基づく情報公開制度の適用がなく、本件文書はこれに当たると主張し、裁判所もこの主張を認めている³⁹。もしこの見解が正しければ、司法行政文書については要綱が、「裁判事務」に関する文書のうち具体的な事件の記録については訴訟記録閲覧制度が、それぞれ適用されるのに対し、具体的な事件に係るものではない「裁判事務」に係る文書については、何ら情報公開制度が存在しないことになる⁴⁰（2）（b）参照）。しかし、裁判の運営に関するこの種の文書について、情報公開の必要がないとはいえないように思われる（裁判員裁判の運用に係る文書など）。

(b) 開示不開示等の判断者

新要綱によれば、開示の申出に対して開示不開示を判断するのは「裁判所」とされている(一)(2)。苦情申出については「最高裁判所」が判断するとされている(一)(10)。しかし、「裁判所」や「最高裁判所」が具体的にいかなる機関を意味するのか、明確な定めはない。新要綱においては、開示及び苦情の申出に係る受付その他の実施に関する事務を行う「担当部署」は秘書課・総務課とされているが(一)(5)(10)、秘書課等を判断権者とする趣旨では必ずしもないと思われる。

司法行政文書の開示不開示の判断も司法行政事務に当たるとすれば、判断を行うのは司法行政事務を行う機関、すなわち、裁判官会議(裁判所法一二条一項、二〇条一項、二九条二項、三一条の五)または簡易裁判所の裁判官(同三七条)となるのではないかと解される。

ロッキード事件における最高裁判所宣明書に係る最高裁判官会議の議事録の開示が拒否されたため、損害賠償が求められた事件について、第一審は、開示不開示の判断を最高裁判所の「秘書課長」が行ったと認定しており(被告国側もそのように主張していたようである)、事実認定においても、この件について裁判官会議にかけられた形跡は見当たらない⁽⁴¹⁾。控訴審は、「秘書課長」を「最高裁」と置き換えているが、やはり裁判官会議にかけられたとの認定はされていない⁽⁴²⁾。実務上秘書課長限りで判断されているのか、もしそうであれば専決規程等が存在するののかは、外部からは窺うことができない。

(c) 開示不開示等の判断を争う方法

開示の申出に対する裁判所の判断や、苦情申出に対する最高裁の判断に不服がある場合、取消訴訟等を提起して争うことができるか。

取消訴訟の対象となるのは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政事件訴訟法三条二項）であるが、ここにいう「行政庁」は必ずしも行政機関に限られないと解されている。⁴³ たとえば、裁判所法八二条に基づく不服申立てに対してなされた行為の取消しが求められた事件で、裁判所に応答義務がないから訴訟上の利益を欠くとした裁判例、⁴⁴ 刑事確定訴訟記録法制定前に、刑事訴訟法五三条に基づく閲覧請求に対する検察官の決定の取消訴訟を適法と認めた裁判例、⁴⁵ 検察審査会の起訴議決について、刑事訴訟手続における公訴提起の前提となる手続であつて、その適否は刑事訴訟手続において判断されるべきであるとして、行政訴訟の対象とならないとした判例などがある。いずれも、決定の主体が裁判所や検察機関等であることは、処分性を否定する理由とされてはいない。したがつて、「裁判所」（裁判官会議？）についても、直ちに「行政庁」に当たらないことになるわけではない。

しかし、開示の申出の根拠が「要綱」という内規⁴⁷（？）であることや、要綱の文言（開示・苦情の「申出」）からすると、新要綱は国民に開示請求権を認めただけではなく、したがつて上記の判断には処分性が認められないと解される。新要綱が開示の「申出」という文言を一貫して用いているのは（一）（二）、この点を明確化するためかもしれない。これは現行制度の限界といわざるを得ない。

この点に関連して、旧要綱に基づく開示の申出が拒否され、損害賠償が請求された事案について、第一審は請求を一部認容している。⁴⁸ しかし、旧要綱がそもそも開示請求権を保障していないとすれば、違法性や損害の要件が満たされることが問題となりうるように思われる。⁴⁹

（2）立法論

以上みたように、現行制度については、第三者機関の関与が認められた点は大きな改善点であるが、根拠が要綱である点や、それに伴つて開示請求権が認められていないと解される点など、なお改善の余地があるように思われる。⁵⁰ 以下

では、開示制度の根拠の法形式、適用領域、救済手続について立法論的な検討を加える。

(a) 法形式

まず、開示請求権を明確に認めるためには、現在のような要綱ではなく、裁判所規則によって定めることが必要である。

また、新要綱等は最高裁判所のホームページで公表されているが、これは事実上の措置にすぎない。裁判所規則であれば、官報における公布が義務付けられているため（裁判所公文方式規則二条）、説明責任の観点からも、裁判所規則で定めるべきである。

(b) 適用領域

上記のように(1)(a)、新要綱の対象となる「司法行政文書」の範囲については不明確な点が残っている。したがって、まず、この点について明確な定義規定を置くべきではないかと思われる。

また、「裁判事務」と「司法行政事務」を峻別し、前者に係る文書には要綱が適用されないという見解がある(1)(a)参照)。この点はなお検討を要するが、仮にこのような見解が正しいとすれば、訴訟記録以外の「裁判事務」に係る文書について、現行制度上は開示制度が欠けていることになり、何らかの手当をする必要がある。

(c) 救済手続

司法行政文書について開示請求権を認めた場合、その救済手続をどうするかが問題となりうる。選択肢としては、①一般的な行政訴訟制度による、②抗告や準抗告の制度を適用する、③特別の争訟制度を設けるなどが考えられる。この

点は、開示の申出及び苦情の申出について、どの機関が判断するかも関係する。

新要綱では、開示の申出については「裁判所」が、苦情の申出については「最高裁判所」が、それぞれ判断することとされている。ここにいう「裁判所」または「最高裁判所」が具体的にいかなる機関を指すかは必ずしも明確ではないが（一）（二）参照）、仮にそれが裁判官会議等であれば、これらの機関がした行為について、裁判所が果たして適切に審査できるかが問題となりうる。

他方で、上記の「裁判所」等が裁判所の職員（秘書課長等）を指すものとすれば、民事訴訟記録の閲覧制度が参考になる。すなわち、民事訴訟記録については、裁判所書記官に対して閲覧を請求し（民事訴訟法九一条一項）、その処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が決定で裁判をし（同一二二条）、これに対しては抗告ができる（同三二八条一項⁵¹）。

上記の選択肢について検討すると、①は、開示請求に対する決定を行政事件訴訟法上の「処分」として位置付け、開示請求者による取消訴訟または義務付け訴訟、第三者による差止訴訟または取消訴訟を認めることとなる。現在の訴訟手続では、開示の申出の対象となった文書を書証として法廷に提出することが困難であるとの指摘がある⁵²。しかし、この点は行政機関における情報公開についても当てはまるから、救済手続として不相当であるとする理由とはならないように思われる。インカメラ審理⁵³の導入によって解決すべき問題であろう。

②の抗告や準抗告については、相手方の主張が抗告人等に知らされず、対審手続として十分ではないとの指摘がある⁵⁴。いずれの制度を設けるにせよ、簡易迅速な救済も必要であるから、現在の審査会への諮問制度は存置すべきであろう。

おわりに

本稿の検討結果をまとめると次の通りである。裁判所における情報公開は、憲法上の国民主権によって要請されている。裁判の公開については、「裁判の公正」という固有の意義があるが、司法行政文書の公開については、一般の情報公開と同様に考えることができる。現行制度（新要綱）については、第三者機関の関与が認められた点は大きな進歩であるが、その根拠、適用範囲、救済手続等なお改善の余地がある。

もともと、裁判所における情報公開の憲法上の位置付け、立法論としての制度設計等についてはなお検討すべき点が残されている。また、この問題を考えていく上で、比較法的研究が有益ではないかと思われる。これらについては今後の課題としたい。

*本稿は、科学研究費一六H〇三五四四及び一五H〇三二九一の成果の一部である。

(1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の見直しを行った「情報公開法の制度運営に関する検討会」は、裁判所における情報公開（本文にいう②及び③）について、その報告書（二〇〇五年三月）で次のように述べている。「裁判文書については、刑事確定訴訟記録法及び民事訴訟法において、刑事訴訟記録及び民事訴訟記録について閲覧等に供することとされ、判決の閲覧も可能となっている。また、主要な判決については、仮名処理をした上で、裁判所のホームページに「主要判決速報」等として掲載され、容易にアクセスできるようにになっている。」「司法行政文書については、最高裁判所の要綱等により、情報公開法に準じて文書の開示等を行う制度が設けられている。不開示情報についても、情報公開法第五条の規定する不開示情報に相当するものという基準が用いられている。なお、不開示については、下級裁判所の判断に対する苦情は上級裁判所に申し出ることができるが、最高裁判所の判断については、苦情申出の手続は設けられていない。」「情報公開制度は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするためのものである。国会及び裁判所においても、それぞれの機関の実情に応じて、更な

- る情報公開の充実が望まれる」（第二章九（一））。
- (2) 総務省行政管理局編・詳解情報公開法（財務省印刷局、二〇〇一年）一〇頁以下、宇賀克也・新・情報公開法の逐条解説「第六版」（有斐閣、二〇一四年）三〇頁など参照。
- (3) 情報公開の理念として「知る権利」を法律上明記すべきかが争われているが、この問題には立ち入らない。本稿では、情報公開制度の憲法上の理念は国民主権にあるが、政府から見た場合に「説明責任」として、国民から見た場合に「知る権利」（自己統治の価値）としてそれぞれ現れ、「説明責任」と「知る権利」は表裏一体のものであると理解している。
- (4) 情報公開法の公式解説書である総務省行政管理局編・前掲注②（一二頁も、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務（説明責務）」とは、国政を信託した主権者である国民に対し、政府がその諸活動の状況を具体的に明らかにする責務を意味し、これが全うされるようにすることを目的とするものである」とし、「説明責務の帰属する主体は、本来国政を信託されている国であるが、国政の執行に関して行政機関が様々な情報を大量に保有している実情に照らし、行政機関を対象としてその保有する情報の公開を推進することにより、国の説明責務を全うすることに寄与することとしているものである」と述べており、「本来」裁判所を含む国が説明責務を負うことを前提としている。
- (5) 裁判所の情報公開の必要性を指摘するものとして、奥平康弘「中間報告を読んで——ある憲法研究者の感想」ジュリスト一九九三年（一九九六年）二五頁、根森健「情報公開の現在」法学教室一九九一年（一九九六年）三二頁、田島泰彦「国会・裁判所の情報公開」法学セミナー五三八号（一九九九年）四五頁、松井茂記・情報公開法「第二版」（有斐閣、二〇〇三年）四五五頁以下など。
- (6) 芦部信喜（高橋和之補訂）・憲法「第六版」（岩波書店、二〇一五年）三九頁以下参照。
- (7) 「考え方」は、先に本文で引用した部分に続いて、「我が国は、議院内閣制を採用し、内閣が行政権の行使について国会に対して責任を負うものであるが、行政機関が国民に対する関係で説明責任を全うする制度を整備することは、現行憲法が定める統治構造の下において、憲法の基礎である国民主権の理念のつとめた国政の運営を一層実質的なものとすることに資するものである」と述べている。ここという「国民主権の理念のつとめた国政の運営を一層実質的なものとする」というのも、本文中で述べたとこのと同旨ではないかと思われる。宇賀・前掲注②（三二頁も、「政府のアカウンタビリティは、国民主権原理のコロラリとして導かれる。すなわち、主権者である国民の信託を受けている政府は、国民に対して、自らの諸活動を説明する責務を負わなければならない、この責務が果たされない場合、主権者は、「情報を与えられた市民（informed citizenry）」とはいえず、真の主権者とはいえない。政府情報の公開こそ、国政に対する国民の的確な理解と批判を可能にし、主権者としての責任ある意思形成を促進するのである」と述べる。小早川光郎編・情報公開法——その理念と構造（ぎょうせい、一九九九年）三頁（長谷部恭男執筆）も、

「行政の活動範囲が広範にわたる現代国家において、国民主権の理念を実質的なものとするためには、政府の保有する情報を公開し行政活動の内容を明らかにしなければならない。主権者たる国民が政府の活動に関する十分な情報を得て、はじめて国民は的確な判断に基づく国政への参加を行うことが可能となる」と指摘する。

(8) 常本照樹「司法権——権力性と国民参加」(公法研究五七号(一九九五年)七二頁)。

(9) 兼子一・新憲法と司法(国立書院、一九四八年)二四頁。同「基本的人権と司法権の独立」鈴木安蔵・柴野義信編・基本的人権の研究(勁草書房、一九五四年)三五頁以下、兼子一「竹下守夫・裁判法」[第四版](有斐閣、一九九九年)二四頁なども同旨。

(10) 法学協会・注解日本国憲法下巻(有斐閣、一九五四年)二二三八頁、清宮四郎・憲法I「第三版」(有斐閣、一九七九年)三六七頁、樋口陽一ほか・注解日本国憲法下巻(青林書院、一九八八年)一一八九頁以下(浦部法穂執筆)、芦部・前掲注(6)三三三頁、樋口陽一・憲法「改訂版」(創文社、一九九八年)四〇〇頁など。刑事訴訟法学及び民事訴訟法学においても同様である。團藤重光・刑事訴訟法綱要「七訂版」(創文社、一九七九年)四三九頁、平野龍一・刑事訴訟法(有斐閣、一九五八年)一〇頁、田宮裕・刑事訴訟法「新版」(有斐閣、一九九六年)二三四頁、酒巻匡・刑事訴訟法(有斐閣、二〇一五年)三二五頁、兼子一・新修民事訴訟法体系「増訂版」(酒井書店、一九六五年)二二六頁、新堂幸司・新民事訴訟法「第五版」(弘文堂、二〇一一年)五〇六頁、伊藤眞・民事訴訟法「第四版補訂版」(有斐閣、二〇一四年)二六〇頁など。伊藤正己・憲法「第三版」(弘文堂、一九九五年)五七二頁は、「裁判の公正さと裁判への信頼を確保するため」と述べるが、この点は後に検討する(後注(27))。渋谷秀樹・憲法「第二版」(有斐閣、二〇一三年)六七七頁、宇藤崇ほか・刑事訴訟法(有斐閣、二〇一二年)二六四頁も同旨。佐藤功・ポケット註釈全書憲法(下)「新版」(有斐閣、一九八四年)一〇六九頁は、「裁判の公正な運用および裁判に対する国民の監視」を挙げる。

(11) 最大判昭和三十三年二月一七日刑集一二巻二二五三頁(北海タイムス事件)、最大判平成元年三月八日民集四三巻二二八八九頁(法廷メモ禁止訴訟)など。後注(27)も参照。

(12) 早い時期のものとして、小田中聰樹「裁判と国民——裁判の公開を中心に」法律時報五二巻一〇号(一九八〇年)九頁は、「裁判の公開は、近・現代の裁判の基本原則の一つであるが、それは訴訟当事者にとつての権利としての側面と(憲法三七条一項参照)、国民にとつての権利としての側面(憲法八二条)とをもつ。この二側面は、裁判の監視・批判のもつ公正な裁判にとつての意義と国民主権にとつての意義とにそれぞれほ対応するといつていい」と述べており、憲法八二条を国民主権によって基礎付けているようである。

(13) 奥平康弘「法廷に出席し傍聴しメモをとる権利」(一九八六年)同・なぜ「表現の自由」か(東京大学出版会、一九八八年)二五八頁。

(14) 奥平・前掲注(13)二六五頁。奥平康弘・憲法III憲法が保障する権利(有斐閣、一九九三年)二四五頁も同旨。

- (15) 佐藤幸治・憲法（青林書院、一九八一年）二二三頁。
- (16) 佐藤幸治・憲法「新版」（青林書院、一九九〇年）四七一頁。同書四七四頁も同旨。同・憲法「第三版」（青林書院、一九九五年）五三六頁、五四〇頁も同様。なお、これらの改訂版では、裁判の公開の目的が裁判の公正の確保にあるとする初版の記述も維持されており、両者の関係は必ずしも明らかでない。同・日本国憲法論（成文堂、二〇一一年）二七七頁、六〇五頁も同様。佐藤幸治ほか・ファンダメンタル憲法（有斐閣、一九九四年）三二三頁（佐藤執筆）では、「筆者は、「司法権」の本質をもって、「具体的紛争の当事者がそれぞれ自己の権利義務をめぐって理をつくして真剣に争うことを前提にして、公平な第三者たる裁判所がそれに依拠して行う法原理的な決定に当事者が拘束されるという構造」に求め（佐藤幸・現代国家五七頁以下）、公開裁判原則は第一的にはそうしたいわば「原理のフォーラム」を確保するための制度的工夫ないし装置と捉える」とし、他方で、「国民は裁判を自由に見聞できることが必要である。憲法八二条の公開原則は、第二次的にはこうした国民の要求に応えるものである。筆者が狭義の「知る権利」を抽象的権利と捉えつつ、五七条・八二条はそれを憲法的次元において具体的権利化するものであると解してきた（佐藤幸・憲法「新版」四七一頁）のも、そうした理解に基づく」と述べている。前者は「裁判の公正」を指していると考えられ、そうであれば、佐藤説は、裁判の公開の目的を、第一次的に「裁判の公正」の確保、第二次的に「知る権利」の確保と考えていることになる。
- (17) 日野田浩行「憲法原理としての公開」序説一九大法学五六号（一九八八年）一九九頁以下、松井茂記「裁判を受ける権利（日本評論社、一九九三年）二五二頁、同「裁判記録の公開」堀部政男編・ジュリスト増刊・情報公開・個人情報保護（有斐閣、一九九四年）六六頁以下、内野正幸「裁判を受ける権利と裁判公開原則」法律時報六六卷一号（一九九四年）六五頁以下、中村泰次ほか・刑事裁判と知る権利（三省堂、一九九四年）七四頁以下、五十嵐二葉「二一世紀の「裁判の公開」」東京弁護士会司法問題対策特別委員会編・二一世紀の司法の構想（日本評論社、一九九六年）七九頁以下、福島至「刑事確定訴訟記録法と知る権利（一）——刑事確定訴訟記録法の再検討——」龍谷法学二九巻四号（一九九七年）八一―九頁など。棟居快行・憲法講義案Ⅰ「第二版」（信山社、一九九五年）一六二頁以下は、「法治国の意義の拡大解釈によって、民主主義的意義をもカヴァー」することを提唱する。
- (18) 第二回国会衆議院司法委員会会議録一〇二二頁（一九四八年四月一三日）。
- (19) 第二回国会参議院司法委員会会議録二五〇二頁（一九四八年五月一九日）。
- (20) 最高裁判所事務局民事部「民事訴訟法の一部を改正する法律解説」（民事裁判資料第四号、一九四八年七月）二二頁は、「この改正は、訴訟記録の閲覧を請求することができるものの範囲を拡張し、当事者及び利害関係を疏明した第三者に限らず、何人でも原則として、その閲覧を求め得ることとし、口頭弁論の公開に関する日本国憲法第八十二条の趣旨に添い、併せて、一般国民が訴訟記録を裁判官の審査又は弾効の資料に供し得る途を拓いたものである」と述べる。また、最高裁判所事務局民事部「改正民事訴訟

訟法詳説」(民事裁判資料第九号、一九四八年二月)三〇頁も、「これまででは、訴訟記録の閲覧請求は、その謄写等と同じく、当事者又は利害関係を疎明した第三者のみがこれをするのできたのであるが、日本国憲法によつて裁判官に対する国民審査及び弾劾の制度が設けられた今日、単に口頭弁論の公開にとどまらず、広く訴訟記録をも公開し、一般国民に裁判官批判の資料を得させることが、憲法の要請に副う措置と言わなければならぬ」と説明している。

(21) 第二回国会衆議院司法委員会議録第二三三号(一九四八年五月三十一日)二頁、第二回国会参議院司法委員会議録第三四号(同年五月二十九日)三頁、同第三九号(同年六月一日)六頁。

(22) 一九八七年の刑事確定訴訟記録法の制定過程においても、政府委員である岡村泰孝法務省刑事局長は、訴訟記録の公開の目的として「裁判の公正」のみを挙げ、情報公開との違いを強調している。「次に、情報公開との関係でございますが、情報公開と申しますのは、国あるいは地方公共団体が持つております各種の情報のうち、国民生活の便利に資するものなど、公開するのが適当と認められるようなものにつきまして国民に公開する制度を言うものと考えておるわけでございますが、ただ、こういう情報公開制度のもとにおきましても、やはり個人の秘密にかかわる事項につきましては原則として公開しないというふうになっているのが通例であるというふうに思っているでございます。」「これに対しまして、訴訟記録の公開制度といえますものは、憲法八十二条が定めております裁判公開の原則を拡充すると申しますか、裁判の公正を担保するということをその主たる目的とするものでございまして、情報公開の制度とは必ずしも同じ趣旨ではないというふうに思うのでございます。特に、訴訟記録の場合は個人の秘密にかかわる事項を含む場合が非常に多いわけでございます。そういう意味で、プライバシーの保護ということも十分にこの訴訟記録の閲覧の際には考慮しなければいけないというふうにご考えておるところでございます」(第一〇八回国会参議院法務委員会議録第二号一一頁、一九八七年五月一四日)。

(23) 野木新一ほか・新刑事訴訟法概説(立花書房、一九四八年)五三頁は、「この制度の趣旨は、裁判の公開の精神を更に一層徹底させ、これによつて裁判の公正を担保すると共に併せて一般国民に裁判官の能不能を判断する資料を供しようとするところにある」と説明している。滝川幸辰ほか編・新刑事訴訟法解説(大学書房、一九四八年)一一〇頁は、「本条は憲法第三七条第一項の公開裁判の精神を更に進めて裁判を一般国民に公開し、裁判の公正を保障したものである」と述べるが、「裁判官弾劾制度や、最高裁判所裁判官国民審査制度の存在から考えても本条は必要な規定である」と付言する。小野清一郎ほか・ポケット註釈全書刑事訴訟法上「新版」(有斐閣、一九八六年)一三七頁(横川敏雄執筆)は、「本条は、裁判公開の原則(憲八二)を拡充し、裁判の公正を担保するとともに、裁判官弾劾制度や最高裁判所裁判官国民審査制度に対応し、国民一般の裁判に対する理解を深めるために規定されたものである」とする。

(24) もっとも、以上の記述においては、訴訟記録の公開のみが国民審査制度と関連するのか、裁判の公開もそうであるのかは、必

ずしも明確ではないように思われる。

(25) 押切謙徳ほか・注釈刑事確定訴訟記録法（ぎょうせい、一九八八年）三九頁以下は、刑事訴訟法の立案関係者が国民審査制度等に言及しているのは、一九四八年四月に行われた刑事訴訟法改正協議会において、日本側委員が訴訟記録の一般公開に反対したのである。総司令部側から、「判事が辞めて選挙に立候補したとき、その判事が裁判した事件の記録を見ることができれば、投票者は判事の能力などはわからないではないか」との発言がされたことによるのであらうと述べている。

(26) アメリカ合衆国における裁判および訴訟記録の公開については、松井茂記「アメリカにおける裁判の公開と裁判記録の公開」阪大法学四三卷二―三号（一九九三年）七一―三頁、浅香吉幹「アメリカにおける裁判所記録の保存・利用」ジュリスト一〇八〇号（一九九五年）一〇一頁、葛野尋之「刑事確定訴訟記録法と知る権利（六・完）——刑事確定訴訟記録へのアクセスに関するアメリカ法」龍谷法学三〇巻三号（一九九七年）五六―九頁など参照。

(27) 棟居・前掲注(17)一五九頁は、伊藤正己・憲法「新版」（弘文堂、一九九〇年）五六二頁が、「裁判を民衆の直接の監視のもとにおくことは、裁判の公正さと裁判への信頼を確保するため重要な意義」をもつと述べている点に着目し、このうち「裁判への信頼」という表現について、「裁判が国民の信頼を正当性の拠り所として前記とすることから、「民主主義的意義」といえよう」と指摘する。本文で述べたところからしても、英米法に精通していた伊藤正己の見解をこのように理解することが可能かもしれない。もっとも、国民の「信頼」ないし「信用」については、従来からも言及があったところである。たとえば、宮沢俊義「公開の裁判と報道の自由」（一九三四年）同・憲法と裁判（有斐閣、一九六七年）二四六頁は、「公開の手續から生まれた判決は閉ざされた扉の中で作られる判決に比して、はるかに多くの信頼を享有する」と述べている。また、美濃部達吉・憲法撮要「改訂第五版」（有斐閣、一九三二年）五七―一頁は、「裁判ノ公開ハ裁判ヲ信用ヲ維持シ裁判官ヲシテ職務ヲ尊重セシムル所以ナリ」と、清宮・前掲注(10)三六七頁も、「裁判の公開は、裁判の公正を保ち、裁判に対する国民の信用を得るために、近代の諸国で一般に認められている制度である」と述べている。したがって、伊藤が新たな見解の提示を意図していたと断じうるかについては、なお検討を要するに思われる。ちなみに、最高裁は、裁判の公開の趣旨について、前掲最大判昭和三年二月一七日（北海タイムス事件）においては、「手続を一般に公開してその審判が公正に行われることを保障する趣旨」と述べていたのに対し、前掲最大判平成元年三月八日（法廷メモ禁止訴訟）では、「裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするところにある」と述べ、「国民の信頼」という言葉を付け加えている。これは後者に関する伊藤正己の影響によるものかもしれないが、最判平成二年二月一六日判時一三四〇号一四五頁はこれら二つの判例を並列的に引用しており、判例変更とはみていないようである。

(28) 福島至編・コンメンタール刑事確定訴訟記録法（現代人文社、一九九九年）二八頁（梅田豊執筆）も、「裁判公開原則が目指す

ところのものは、裁判・司法の公正の確保という点にあり、そこには、単に裁判の手續・内容を知る権利を満たすというだけでなく、裁判の手續・内容を国民が監視するというより強い要請が根底にあるといえよう。……その点で、憲法八二条の裁判公開の要請は、二一条の知る権利を超える部分にもおよぶ内容が含まれているように思われる」と指摘する。

(29) 福島編・前掲注(28)一九九頁以下(浦部法穂執筆)は、裁判の公開に民主主義的意義を読み込むことに消極的であるが、訴訟記録の公開は「知る権利」によって保障されているとする。

(30) 特に同法四二条二項二号は、被告事件が終結した後三年を経過した場合、閲覧の対象外としており、情報公開法との対比において、このような包括的な制限が合理的かどうかが問題となりうる。押切ほか・前掲(25)一三九頁、藤永幸治ほか編「大コンメンタール刑事訴訟法第八卷(青林書院、一九九九年)五二頁以下(古田佑紀執筆)は、三年の期間が設けられたのは、訴訟記録の公開が目的としている裁判の公正担保の要請は、事件終結後時間の経過とともに逕減するものであり、一定の期間が経過した後は、関係人の名誉等の利益の保護の要請がこれに優越するに至るものと考えられるところ、訴訟記録を閲覧した者のうち九八%以上の者が事件終結後三年以内に閲覧を了している実情に鑑みたものである」と説明する。同号を疑問とするものとして、中村ほか・前掲注(17)一〇四頁以下、梅田豊「刑事確定訴訟記録法と知る権利(四)——刑事確定訴訟記録法の制定過程——」龍谷法学三〇巻一号(一九九七年)九三頁、弘中惇一郎「刑事確定訴訟記録法と知る権利(五)——刑事確定訴訟記録法の解釈・閲覧制限を中心として——」龍谷法学三〇巻三号(一九九七年)五六〇頁、福島至「刑事確定訴訟記録法を中心として——研究者の立場から——」刑法雑誌三八巻三号(一九九九年)七八頁、福島編・前掲注(28)一一七頁以下(飯田正剛ほか執筆)、寺崎嘉博「刑事手續における情報管理と公開——訴訟記録保存の過去・現在・未来——」ジュリスト一一四八号(一九九九年)二三四頁など。

(31) 平成一八年一月一日実施の「最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱」も存在する。これは、旧要綱において、開示の対象として「文書」のみを掲げていたのに対し、情報公開法にならって、「文書、図画及び電磁的記録」も対象となることを明記したものである(一及び一〇(一)参照)。

(32) 旧要綱は、「最高裁判所が保有しているもの」を対象としていたが、その他の裁判所については、通達に基づき、それぞれ定める趣旨だったようである。平成一三年三月二九日付け依命通達(最高裁総一第八二号)等参照。

(33) 最判平成四年二月一〇日判時一四五三号一六頁など。

(34) 権利濫用については、宇賀・前掲注(2)一一二八頁など参照。

(35) 宇賀・前掲注(2)四一頁以下参照。

(36) 最高裁判所事務総局・裁判所法逐条解説上巻(一九六七年)一〇一頁。

(37) 兼子Ⅱ竹下・前掲注(9)二二六頁。

- (38) 兼子Ⅱ竹下・前掲注(9)二二六頁。
- (39) 東京地判平成二二年二月二〇日情報公開・個人情報保護関係答申・判決DB（平成一九年(ワ)第一九〇七〇号）。もつとも、新要綱第二ただし書では、不開示情報には、「裁判事務の性質上」公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が含まれるとされており（一（三）参照）、「裁判事務」に係る文書に新要綱の適用があることを前提としているようにも読める。
- (40) 刑事確定訴訟記録法の対象となる「刑事被告事件に係る訴訟の記録」とは、「刑事被告事件の訴訟の記録」及び「刑事被告事件の終局裁判その他当該事件に係る裁判の執行に影響を及ぼすべき当該被告事件終結後の訴訟の記録」を意味するとされており（押切ほか・前掲注(25)八三頁以下）、個別具体的な事件に係るものではない処理方針等はこれに含まれないと解される。
- (41) 東京地判平成一六年六月二四日判時一九一七号二九頁。
- (42) 東京高判平成一七年二月九日判時一九一七号四五頁。前掲東京地判平成二二年二月二〇日、東京地判平成二四年二月六日LEX/DB（平成二四年(ワ)第四三六号）においても、この点は不明確である。
- (43) 杉本良吉・行政事件訴訟法の解説（法曹会、一九六三年）九頁以下は、「かように抗告訴訟の対象の範囲は広汎であるが、しかしそれは行政庁の行為、不行為に限られるわけであって、立法機関である国や地方議会の固有の立法行為（法律、条例）、裁判所の裁判上の行為のような公権力に及ばないことは、いうまでもない」と述べており、裁判所の行為であっても、「裁判上の行為」以外は抗告訴訟の対象となると解しているようである。
- (44) 大阪地判昭和三二年一月二二日行集八巻一七三頁（ただし傍論）。兼子Ⅱ竹下・前掲注(9)一三〇頁注(2)も参照。
- (45) 東京地判昭和六一年二月二六日行集三七巻一―二二二―四五頁、東京高判昭和六二年二月二六日行集三八巻二―三三―一六三頁。野木新一「刑事訴訟法施行法逐条解説」警察研究二〇巻二号（一九四九年）二二頁は、閲覧不許可に対し行政訴訟を提起できるかにつき、刑事訴訟法四三〇条三項を手がかりにして、「検察官の刑事訴訟上の行為についてはすべて行政事件訴訟法に関する法令の適用がないものとも解し得られないであろう」と述べており、行政訴訟法の提起を認めているようにも読める（筆者は執筆当時検務局総務課長）。押切ほか・前掲注(25)五八頁注(12)は、もしそのような趣旨であれば、妥当とは考えられないとする。
- (46) 最決平成二二年一月二五日民集六四巻八号一九五一頁。
- (47) 要綱の法的性質は必ずしも明確ではない。司法行政上の監督権として「指揮権（訓令権）」があり、その行使は「訓令・通達・職務命令を発することによって行う」とされるが（兼子Ⅱ竹下・前掲注(9)二二九頁注(1)、ここらいう訓令等（内規）の一種かもしれない。
- (48) 前掲東京地判平成一六年六月二四日。同判決は、違法性の判断の中で、「本件要綱の制定、実施によって司法行政文書の開示

がされることに伴い、開示を受ける者は当該文書に記載された情報に接し、これを撰取することができるのであるから、本件要綱がこのような自由を権利として具体化する趣旨で定められたものではないとしても、本件要綱に基づいて司法行政文書の開示を求めることは理由なく妨げられは(ママ)ならないものというべきであつて、このような利益も不法行為法上の保護の対象になり、開示申出を受けた最高裁判所の担当職員は、開示を申し出た者に対して、不当に他人の上記のような利益を妨げることのないように適切に本件要綱を解釈、適用すべき職務上の法的義務を負うものと解される」と述べている。控訴審である前掲東京高判平成一七年二月九日は、最高裁の措置に違法はないとして、原判決を取り消し、請求を棄却しているが、「本件については、本件要綱に基づく文書の不開示措置によって侵害され、かつ、国家賠償法上も保護されるべき私的権利ないし利益の存在を観念することができかねどほかにいくつかの問題点はある」としつつ、これらの点に関する判断を留保している。

(49) 前掲東京地判平成二四年一二月六日は、旧要綱に基づいて開示が拒否されたのに対し、損害賠償が求められた事案について、旧要綱は開示申出をした者に開示を受ける法的利益を付与したものであるから、国賠法上の責任が成立する余地はないとして、請求を棄却している。

(50) 櫻井敬子・行政法講座(第一法規、二〇一〇年)六四頁は、「司法権の独立という観点から裁判所の特質に見合った情報公開制度を整備する理由があるとしても、そうであれば、最高裁は現在のような要綱レベルの適当な仕組みではなく、最高裁判所規則をもって、開示請求権者、開示請求の手續、開示・不開示の決定、不服申立て、裁判的救済などについて、法的にきちんとした制度を構築する責任がある」と指摘する。

(51) なお、刑事確定訴訟記録法によれば、刑事被告事件に係る訴訟の記録については、保管検察官に対して閲覧を請求し(四一条一項、保管検察官の処分不服があるときは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消しまたは変更を請求することができる(八一条一項、準抗告)。

(52) 押切ほか・前掲注(25)一七三頁、藤永ほか編・前掲注(30)七三頁(古田執筆)。

(53) インカメラ審理については、さしあたり村上裕章「情報公開訴訟におけるインカメラ審理」法政研究七七巻四号(二〇一一年)六二一頁参照。

(54) 福島・前掲注(17)八二八頁、梅田・前掲注(30)九五頁以下。福島編・前掲注(28)二五八頁以下(石塚伸一執筆)も参照。